

令和2年7月16日

後期課程生徒保護者様

東京都立南多摩中等教育学校長  
永森 比人美

## 多子世帯における都立学校授業料等支援事業について

日頃より本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

上記の件につきまして、7月以降の授業料を対象とする申請の受付をいたします。

多子世帯における都立学校授業料等支援事業とは、所得制限により就学支援金の対象と  
ならない世帯（不申請・不認定の世帯）で、収入に関わらず、保護者等の扶養する23歳  
未満の子が3人以上いる世帯に対して、授業料を半額に減額する制度です。

別紙リーフレットをご確認の上、申請を希望される場合は、経営企画室まで必要書類を  
取りに来てください。（必要書類は学校ホームページからもダウンロードが可能です。）

申請書類提出期限 : 7月31日（金）

- ※ 令和2年6月までに授業料の減額を申請し、減額が決定されている場合は、書類の提出は不要です。
- ※ 就学支援金を申請し、不認定となった場合は、審査結果の通知があった日の翌日以降30日以内に減額申請をした場合、就学支援金等の申請月から減額が適用されます。（就学支援金を申請し、不認定となった方で、申請を希望する場合は、経営企画室までお問い合わせください。）
- ※ 就学支援金の認定を受けている世帯は対象外です。

お問い合わせ先  
南多摩中等教育学校  
経営企画室 後期学事担当  
電話 042-656-7030